

福岡県公報

平成26年7月4日
第3608号

目次

告示 (第589号 - 第599号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○廃棄物が地下にある土地の区域の指定	(廃棄物対策課)	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	4
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	4
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	4
○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	5
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	5
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	5
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	6
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	6
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	7
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	7
○土地改良区の清算人の就任	(農村森林整備課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	8
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	9

○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための 事前届出	(漁業管理課)	9
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	9
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	9
○総合特別区域法に基づく指定法人の指定	(商工政策課)	10
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	10
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11

公安委員会

○警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	11
○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活安全総務課)	13
○指定講習機関の代表者の変更	(警察本部運転免許試験課)	15
○指定講習機関の代表者の変更	(警察本部運転免許試験課)	15
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の 開催	(警察本部生活安全総務課)	15
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の 開催	(警察本部生活安全総務課)	16
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催	(警察本部生活安全総務課)	16

告 示

福岡県告示第589号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年7月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県道	川 崎 線 猪 国	前	田川郡川崎町大字川崎 4397番1先から 田川郡川崎町大字川崎 4446番1先まで	6.6 ～ 8.2	356.0
			後	田川郡川崎町大字川崎 4397番1先から 田川郡川崎町大字川崎 4446番1先まで	8.0 ～ 12.5	356.0

福岡県告示第590号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年7月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年7月4日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
直 方	福 岡 線 直 方	宮若市金丸238番8先から 宮若市金丸276番1先まで

福岡県告示第591号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年7月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年7月4日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
福 岡	福 岡 線 志 摩 原	糸島市志摩師吉3番4先から 糸島市新田885番2先まで
福 岡	福 岡 線 志 摩 原	糸島市志摩師吉3番4先から 糸島市志摩師吉131番46先まで

福岡県告示第592号

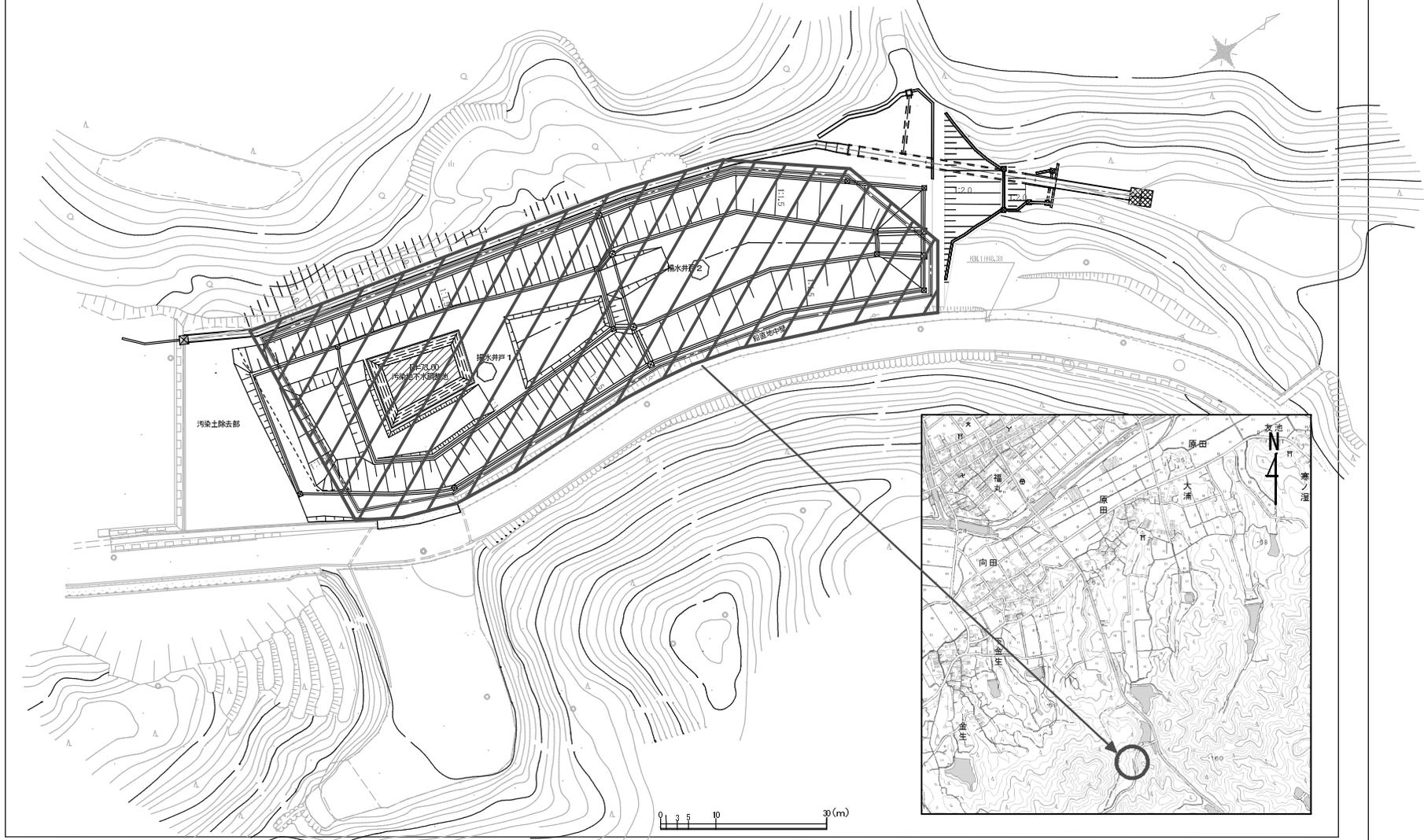
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の17第1項の規定に基づき、次のように廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定する。

平成26年7月4日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定する区域
宮若市金生字牛若のうち、「鉛直地中壁工事全体平面図」中斜線で示された部分に該当する区域
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2の規定による埋立地の区分
生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（法第19条の8第1項の規定に基づく措置であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の32第1号の規定に該当する措置）を講じた埋立地

鉛直地中壁工事全体平面図



福岡県告示第593号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成25年4月福岡県告示第681号広川都市計画下水道事業広川公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年7月4日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

広川町

2 都市計画事業の種類及び名称

広川都市計画下水道事業広川公共下水道

3 事業施行期間

平成11年5月12日から平成30年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成25年福岡県告示第681号の事業地に次の区域を加える。

広川町 大字一條字井田、字寺屋敷、字南西原、字上南原ノ三、
字吹ノ上の各字の一部。

大字広川字北川原、字前田、字岩鼻、字田代、字野地、
字高長、字迎田の各字の一部。

大字日吉字戸出、字六反田の各字の一部。

大字新代字北中ノ馬場、字後口田、字鈴ヶ山、
字高原口、字西原、字松ノ木、字屋内町、
字瀬戸口、字八郎木、字北方、字竜光寺、
字六反田、字食出、字松田の各字の一部。

大字久泉字中ノ馬場、字石ノ元、字北中野、字南中野、
字下牟田、字中牟田、字上牟田の各字の一部。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第594号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成26年7月4日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	177	糟屋郡粕屋町大字上大隈147番地1 粕屋警察署内 粕屋地区交通安全協会 会長 初井 健次	糟屋郡粕屋町大字上大隈147番地1 粕屋警察署内	平成26年6月20日
旧		糟屋郡粕屋町大字上大隈147番地1 粕屋警察署内 粕屋地区交通安全協会 会長 田代 昌己		

福岡県告示第595号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成26年7月4日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	184	北九州市八幡東区大谷一丁目1番1号 八幡東警察署内 八幡東交通安全協会 会長 吉川 和良	北九州市八幡東区大谷一丁目1番1号 八幡東警察署内	平成26年6月20日
旧		北九州市八幡東区大谷一丁目1番1号 八幡東警察署内 八幡東交通安全協会 会長 山田 宜弘		

福岡県告示第596号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年7月4日

福岡県知事 小川 洋

1(1) 解除に係る保安林の所在場所

福岡市早良区大字飯場字八丁769の74、糸島市井原字行道鹿我子谷1の3、1の5、川原字山神990の2、991の78、1043の2、瑞梅寺字小松原1221の2、1334の2、1339の2、1339の3

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 解除の理由

電気工作物施設用地とするため

2(1) 解除に係る保安林の所在場所

糸島市井原字行道鹿我子谷1の3、1の5

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

電気工作物施設用地とするため

福岡県告示第597号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年7月4日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

古賀市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

土地改良事業用地のため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び古賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第598号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年7月4日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
伏原-3	田川郡福智町赤池 (別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
伏原-2	田川郡福智町赤池 (別紙図面2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を福智町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第599号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年7月4日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

伏原-3	田川郡福智町赤池 (別紙図面1に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載 する表のとおり
伏原-2	田川郡福智町赤池 (別紙図面2に示す区域の とおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載 する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を福智町役場に備え置いて縦覧に供する。

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条3項の規定により公告する。

平成26年7月4日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
春日市大土居二丁目129番及び130番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
春日市大土居三丁目26番地
井上 久人

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年7月4日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 落札に係る契約の名称
ヘリコプター・テレビ・システム機上設備賃貸借契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

- 3 契約の相手方を決定した日

平成26年4月24日

- 4 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名

I B J L 東芝リース株式会社

- (2) 住所

東京都港区虎ノ門一丁目2番6号

- 5 落札金額

356,335,200円

- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 入札公告

平成26年3月14日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年7月4日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 落札に係る契約の名称

警察コミュニケーションシステム端末装置賃貸借契約

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

- (2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

- 3 契約の相手方を決定した日

平成26年5月9日

- 4 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店
- (2) 住所
福岡市博多区御供所町1番1号
- 5 決定金額
83,848,776円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札公告
平成26年3月25日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年7月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る契約の名称
分析等システム賃貸借契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
- (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成26年5月12日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏名
日通商事株式会社福岡支店
- (2) 住所
福岡市博多区下呉服町1番1号日通ビル6階

- 5 落札金額
25,265,520円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告
平成26年3月18日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年7月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る契約の名称
交通事故管理システム情報分析装置賃貸借契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
- (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成26年5月14日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏名
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店
- (2) 住所
福岡市博多区御供所町1番1号
- 5 決定金額
136,287,360円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 入札公告

平成26年4月1日

公告

解散した清算法人椿市土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年7月4日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
井関 繁則	行橋市大字常松112番地2
橋本東洋治	行橋市大字入覚738番地
安中 知治	行橋市大字入覚1337番地1
宮崎 夢児	行橋市大字高来343番地
森本 建治	行橋市大字矢山1777番地
木村 廣	行橋市大字福丸529番地
井関 満博	行橋市大字福丸173番地1
岡田 豊彦	行橋市大字須磨園197番地
進谷 年伸	行橋市大字福丸213番地
野田千万里	行橋市大字下崎1370番地

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条3項の規定により公告する。

平成26年7月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
太宰府市大字向佐野字迎田46番1、46番2及び49番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

太宰府市大字向佐野45番1

医療法人 飛梅会

理事長 長谷川 善之

公告

榊田落合土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年7月4日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
樋口 金光	田川郡添田町大字落合3215番地
中田 正伸	田川郡添田町大字落合3580番地の2
前田 三徳	田川郡添田町大字落合4145番地
中村 一三	田川郡添田町大字榊田1452番地の1
牧草 正人	田川郡添田町大字榊田1497番地
柳瀬 卓	田川郡添田町大字榊田1481番地
角崎 輝利	田川郡添田町大字落合3288番地

2 退任監事

氏名	住所
安藤 一佳	田川郡添田町大字落合3954番地
牧草 宏	田川郡添田町大字榊田1553番地の10

3 就任理事

氏名	住所
樋口 金光	田川郡添田町大字落合3215番地
中田 正伸	田川郡添田町大字落合3580番地の2
前田 三徳	田川郡添田町大字落合4145番地
中村 一三	田川郡添田町大字榊田1452番地の1
牧草 正人	田川郡添田町大字榊田1497番地

柳瀬 卓	田川郡添田町大字榊田1481番地
角崎 輝利	田川郡添田町大字落合3288番地

4 就任監事

氏名	住所
安藤 一佳	田川郡添田町大字落合3954番地
牧草 宏	田川郡添田町大字榊田1553番地の10

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年7月4日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
山田土地改良区	平成26年6月24日

公告

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、令第5条第3項の規定により次のように公示し、届出に係る指定漁船調書を当該漁業協同組合において、平成26年7月4日から同年7月18日までの間縦覧に供する。

平成26年7月4日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名		加入区	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
住所	氏名		
行橋市大字長井156番地5 行橋市大字長井205番地3 行橋市大字長井207番地2	小原 誠一 宮崎久寿男 宮崎 清隆	長井	行橋市漁業協同組合

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成26年7月4日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
飯塚市	平成16年度から平成25年度まで	地籍図及び地籍簿	勢田の一部	平成26年6月24日
築上郡上毛町	平成23年度から平成25年度まで	地籍図及び地籍簿	大字垂水の一部	平成26年6月24日

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成26年7月4日

福岡県知事 小川 洋

- 処分をした年月日
平成26年6月23日
- 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社夏山土木	北九州市小倉南区横代北町五丁目5番24号	夏山 永浩	平成24年1月26日 福岡県知事許可（般-23） 第21572号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法

人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成26年7月7日から平成26年8月5日までの30日間

4 処分の原因となった事実

有限会社夏山土木は、平成24年8月31日を審査基準日とする経営事項審査申請書に虚偽（完成工事高の水増し）の記載をし、当該申請に基づき評定された経営事項審査結果通知書をもって、発注機関に対して入札参加資格申請を行った。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

公告

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

平成26年7月4日

福岡県知事 小川 洋

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
柴田産業株式会社	久留米市梅満町1246番地の1	平成26年6月27日	平成28年3月31日まで

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月4日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年6月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人サボネットおごおり

(2) 代表者の氏名

田中 十三一

(3) 主たる事務所の所在地

小郡市二森1167番1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、生活支援に関する事業を行い、障害者の自立と社会参加の促進及び福祉の充実に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月4日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年6月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人エコイクル九州

(2) 代表者の氏名

柳川 裕之

(3) 主たる事務所の所在地

福岡市博多区井相田一丁目10番4号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、自然環境の保全、生態系の調査・保護に関する事業を行い、広く国民に自然の大切さを訴え、自然と共生する社会を創ることを目的とする。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条3項の規定により公告する。

平成26年7月4日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市針摺東一丁目485番3から485番12まで、486番77から486番118まで、539番1、539番6及び539番74から539番85まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区東那珂一丁目6番32号

株式会社 オージーオー

代表取締役 古賀 武満

公安委員会

福岡県公安委員会告示第180号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成26年7月4日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
平成26年9月16日（火）から同年9月25日（木）までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（3日目から6日目までの講習については、午後4時35分まで、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

3 受講定員

42名

4 受講対象者

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定

する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

5 受講申込手続等

(1) 事前（電話）受付期間

平成26年8月25日（月）から同年8月27日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受講申込手続期間

事前（電話）申込日及びその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(3) 受講申込手続場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

(4) 必要書類

ア 必須書類

警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

イ 必要に応じて添付すべき書類

前記4に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

(ア) 4(1)に該当する者

a 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）

b 履歴書

(イ) 4(2)に該当する者

合格証明書（1級）の写し

(ウ) 4(3)に該当する者

a 合格証明書（2級）の写し

b 2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

(エ) 4(4)に該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

(オ) 4(5)に該当する者

a 旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し

b 旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

(5) 講習受講手数料

47,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(6) 申込方法等

ア 受講を希望する場合は、原則として受講希望者本人が、まず前記5(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記5(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日いずれか1日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、事前受付番号を申告するとともに、前記5(4)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込手続を行うこと。

※ 書類持参以外の方法（郵送等）による申込みは、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記5(2)の受講申込手続期間内（2

日間)に受講申込手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込手続きは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状(本人が署名したものに限る。)を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 講習最終日に修了考査(5枝択一式40問)を実施する。
- (2) 新規取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格(80パーセント以上の成績を合格とする。)した者に対し、即日、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込手続時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練(救急法、護身術)を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装(靴)を用意すること。

- (2) 講習に関する問合せは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)、福岡県警察本部生活安全総務課警備係(電話092(641)4141内線3033、3034)又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。
- (3) 受講申込書(講習規則別記様式第1号)については、各警察署の生活安全課(生活安全刑事課)又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受講申込手続場所である福岡県警察警備員教育センターでは取り扱っていないことから、受講申込みに際しては、事前に購入して持参すること。

福岡県公安委員会告示第181号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規

則」という。)第7条の規定により公示する。

平成26年7月4日

福岡県公安委員会

- 1 検定の種別
交通誘導警備業務2級
- 2 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
平成26年10月7日(火)	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成26年10月8日(水)		

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

- 3 受検定員
各検定15名
- 4 受検資格
福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員
- 5 検定の方法
検定は、学科試験及び実技試験により行う。
なお、学科試験(5枝択一式20問)の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格(90パーセント以上の成績に満たない場合)となった者については実技試験を行わない。
- 6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 車両等の誘導に関すること。
- エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

平成26年9月1日（月）から同年9月3日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

14,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全

総務課警備係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikai.html>）で確認することができる。

福岡県公安委員会告示第183号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成2年12月福岡県公安委員会告示第133号）の一部を次のように改正する。

平成26年7月4日

福岡県公安委員会

表中

久留米第一自動車学校 久留米市山本町豊田1358-1 野口能達	久留米第一自動車学校 久留米市山本町豊田1358-1	を
---------------------------------------	-------------------------------	---

久留米第一自動車学校 久留米市山本町豊田1358-1 川原博史	久留米第一自動車学校 久留米市山本町豊田1358-1	に改める。
---------------------------------------	-------------------------------	-------

福岡県公安委員会告示第184号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成7年7月福岡県公安委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

平成26年7月4日

福岡県公安委員会

表中

久留米第一自動車学校 久留米市山本町豊田1358-1 野口能達	久留米第一自動車学校 久留米市山本町豊田1358-1	を
---------------------------------------	-------------------------------	---

久留米第一自動車学校 久留米市山本町豊田1358-1 川原博史

久留米第一自動車学校 久留米市山本町豊田1358-1

に改める。

福岡県公安委員会告示第185号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成26年7月4日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成26年8月26日（火） 午前10時00分から午後5時00分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市中央区天神1丁目3番33号 中央警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時間	科目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表（合格者に対する講習修了証明書の交付）

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第186号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成26年7月4日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成26年8月8日（金） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市東区箱崎7丁目8番2号 東警察署 会議室	東警察署
平成26年8月18日（月） 午後1時30分～午後4時30分	嘉穂郡桂川町大字土居361番地 桂川町総合福祉センターひまわりの里 研修室	飯塚警察署
平成26年8月21日（木） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市若松区くきのうみ中央1番1号 若松警察署 会議室	若松警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第187号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成26年7月4日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成26年9月4日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
平成26年9月10日（水） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成26年9月4日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前

6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの) 3枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。